

枚方市NPO活動応援基金補助事業

【申請書類】

法人名

【4. 関西生活文化研究会おでかけ】



令和8年2月24日

枚方市長

団体名 特定非営利活動法人
関西生活文化研究会おでかけ
主たる事務所 〒573-1111
の所在地 枚方市楠葉朝日一丁目21番8号202
代表者氏名 大津 周子
担当者氏名
TEL
連絡先 FAX
E-mail

枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付申請書

枚方市補助金等交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおりNPO活動応援基金補助事業補助金の交付を申請します。

記

1. 補助対象事業の名称

介護が必要な方の車両を使った外出ニーズに応える事業

2. 補助対象事業の目的、内容、効果及び公益性等

別紙「事業計画書(様式第4号)」のとおり

3. 補助金交付申請額及びその内訳

金 440,000円

※内訳については、別紙「事業収支予算書(様式第5号)」のとおり

4. 添付資料

その他参考となる書類

事業計画書

団 体 名	特定非営利活動法人 関西生活文化研究会おでかけ	
事 業 名 称	介護が必要な方の車両を使った外出ニーズに応える事業	
事業実施期間	(準備期間を含む。ただし、4月1日～翌3月31日までの期間であること。) 2026年 4月 1日 ～ 2027年 3月 31日	
1. 事業の目的	長期的な視点(複数年単位)で記入	(1) 取り組みたい課題(解決したい社会問題等の現状を記入すること) 外出に介護が必要な高齢者にも、枚方市が推し進めている高齢者居場所づくり事業に参加できるようにしたい。また、その他にも公的制度による給付の対象とならない外出を支援したい。
		(2) 動機・きっかけ(課題を解決・改善したいと考えた動機を記入すること) 介護保険制度を使って車両での通院介護を実施している高齢者の家族から、「地域で行われている高齢者居場所づくり事業の集まりに参加したいが、外出に介護が必要なので手伝ってほしい。」との依頼を受けたこと。
		(3) 取り組みたい課題の原因(団体が考える社会問題等の原因を記入すること) 高齢者居場所づくり事業は、高齢者が住み慣れた地域の中で、健康でいきいきとした暮らしができ、自由に集まり、交流できる場所を創るための事業だが、外出に介護を要する方はそこまでの移動が負担で参加できない。
		(4) 取り組みたい課題の解決・改善策(団体が考える改善策等を記入すること) 要介護者に提供している車両での通院介護と同じように、車両を使って運転者が介護も行うことで、公的制度の給付対象とならない様々な先行への外出が可能になる。
	事業実施期間の視点(単年度)で記入	(5) 申請事業の目的(今回申請を行う事業の目的を記入すること) ニーズに対して、今までは公的制度の給付対象とならないため、事業者が対応できる範囲で実施してきたが、補助を受けることでより多くの人に対応できるようになる。
		(6) 申請事業が枚方市民に与える効果とその確認方法 <枚方市民への効果> (誰に・どのような効果があるか具体的に記入すること) 外出に介護が必要になった高齢者でも、居場所事業など余暇のための集まりに参加できる。また、その他介護を行う人が車両も運転することで給付の対象とならなくなるから諦めていた外出も、できるようになる。 <確認方法> (参加者数を確認・参加者へアンケートやヒアリングを行う等具体的に記入すること) この事業を利用して外出した人数と回数を確認する。

2. 事業内容等	(1) 事業の対象者（例：枚方市内に住む10代から20代の人 など具体的に） 枚方市内に住む外出に介助が必要な高齢者・障害者
	(2) 事業の実施場所（移動補助等の事業の場合は、発着場所等を記入すること） 枚方市内の、介護保険等の公的制度による給付の対象とならない行先
	(3) 事業内容 介護保険等の公的制度による給付の対象とならない行先への外出を希望する方にパンフレットを送り、利用希望者に車両を使った外出支援サービスを提供する。 参加者の募集は、近隣の地域包括支援センターにも行い、介護認定にかかわらず外出に支援が必要な方が負担なく外出できる機会を創出する。
3. 実施スケジュール	（事業の準備から終了までのスケジュールを記入すること）※添付も可 ・4月 実施する支援内容を取りまとめたパンフレットを作成し、近隣の地域包括支援センターや居宅介護支援事業所に配布する。 ・5月以降 前月中に利用希望を募った行先に対して、外出支援サービスを提供する。 ・9月 半年間の活動実績の取りまとめ ・2027年3月 半年間の活動実績の取りまとめ
4. 事業実施の体制	(1) 人員体制（実施にあたり必要と想定する人員・配置人員の経験やスキル等を記入すること） ・外出支援スタッフ：一日あたり2名（介護資格と福祉有償運送資格の両方の所持者） ・事務スタッフ：1名
	(2) 事業対象者の見込み数（例：参加者●名など現時点の想定人数を記入すること） ・毎週2～3名程度、4～6回の利用として、48週で192～288回の利用を想定。
	(3) その他の体制（寄附者や協力団体などの想定があれば記入すること）
5. 自立的・継続的に活動していくための工夫	（賛同者や財源の確保策、市民・市民団体・企業・行政等との連携についても記入すること） 私たちの活動には福祉有償運送ができる人材が必要なので、福祉有償運送の資格を有する人材を確保するため、毎年度末にラポールひらかたで開催される講習を事業関係者すべてに紹介し、参加者を増やしていきたい。

6. 申請事業に対しこれまでに取り組んだ内容や新たな取り組み	これまでは同様のニーズに対して、介助に要する対価を収受せず事業所の余力の範囲内で対応してきた。
7. 事業のPR方法	(事業の実施について市民等へ周知する方法などを記入すること) ・近隣にある居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターに事業をPRするパンフレットを配布する。
8. 申請事業に対する他の助成金や委託料等の申請予定	助成金等の予定 有り (申請中を含む) ・ <input type="checkbox"/> 無し (本補助金のみ) 助成金等の名称 () 申請中の場合、申請結果が確定する予定日 (令和 年 月 頃の見込み)
9. その他 ※PRすべき事業の特徴、添付する参考資料など	

事業収支予算書

団体名： 特定非営利活動法人関西生活文化研究会おでかけ

補助対象事業の名称：	介護が必要な方の車両を使った外出ニーズに応える事業
------------	---------------------------

事業実施期間： 2026年 4月～ 2027年 3月

【収入の部】

項目 ※1	予算額(円)	内容説明 (積算根拠等)
枚方市補助金(一般) (A)	300,000	補助金交付申請額 (一般寄附)
枚方市補助金(団体) (B)	140,000	補助金交付申請額 (団体希望寄附)
自己資金	39,750	
合計 (C)	479,750	

【支出の部】

項目	予算額(円)	内容説明 (積算根拠等)	
補助対象経費	人件費	196,800	外出支援スタッフの2名の平均時給1640円、利用週5回で2.5時間として、1640円×2.5時間×48週
	人件費	253,560	事務スタッフの1名の時給2113円、利用週5回で2.5時間として、2113円×2.5時間×48週
	印刷費	3,695	パンフレット500部 (4月～9月分) プリントパックで両面4色巻き三つ折りの価格
	印刷費	3,695	パンフレット500部 (10月～3月分) プリントパックで両面4色巻き三つ折りの価格
	郵便代	22,000	定型50g 110円×200通
小計	479,750		
補助対象外経費			
小計	0		
合計 (D)	479,750		

- ※1：事業に係る収入はすべて記入してください。
- ※2：収入の合計(C)＝支出の合計(D)となるように記入してください。
- ※3：枚方市補助金(一般)(A)は、補助回数により記入可能な金額が異なります。
(詳細は、募集要項及び別シート「チェックリスト」を参照すること)
- ※4：枚方市補助金(団体)(B)は、個別に通知した団体希望寄附額が上限です。
(通知がなかった、または今年度の申請を希望しない場合は、0円と記入すること)

【添付資料】

1. 前事業年度の事業報告書
2. 前事業年度の活動計算書（決算）
3. 前事業年度の貸借対照表
4. 前事業年度の財産目録
5. 定款

2024年度 事業報告書

特定非営利活動法人 関西生活文化研究会おでかけ

I 事業期間

2024年4月1日～2025年3月31日

II 事業の成果

1 福祉有償運送事業

福祉有償運送では、令和6年3月に「道路運送法における許可または登録を要しない運送に関するガイドライン」という通知があり、移送サービスを行う際の許可・登録が不要になったこともあり、活動量は前年より減少しています。

2024年度に予定していた取り組みの、「雇用保険からの助成金を活用した車両の導入」は、時期が大幅に遅れたため、車両は予定通り2台購入しましたが、助成金は受け取れていません。

2025年度は、福祉有償運送にかかわる制度が変わったことで、私たちの活動も抜本的に変わらざるを得ない状況にあります。

その他、枚方市共同配車センターに協力して、高齢者・障がい者の移送事業をおこないました。

2 訪問介護事業

訪問介護では、毎月約150人程度の要介護者への支援を行いました。今期は上記のガイドライン以降、福祉有償運送と訪問介護サービスを併用されてきた方の利用が減少しました。

今期目指していた買い物等の外出を伴う定期的訪問サービスの増加は、ケアマネージャーさんの理解が得られず、増加とはなりませんでしたが、しかし潜在的にはニーズがあることが確認できているので、来期も別な形で注力していきます。

また、枚方市内の訪問介護事業所として、2017年度から引き続き「第一圏域元気づくり地域づくり会議」のメンバーに職員を1名派遣し、2011年度から引き続き「枚方市訪問介護事業者会」の運営メンバーにも職員を1名派遣しています。

Ⅲ 事業の実施状況

1 特定非営利活動に係る事業

- (1) (事業名) 福祉有償運送事業
(内 容) 高齢や障害によって移動に制約のある方の外出支援
(実施場所) 枚方市北部及びその周辺地域
(実施日時) 月～金の9時～18時
(事業の対象者) 枚方市内在住か、外出の目的地が枚方市内にある移動制約者
(収 入) 運賃等、会費、寄附金等
4, 551, 860円 (詳細は別紙活動計算書の通り)
(支 出) 車両費、リース料、燃料費、保険料、通信費等
8, 274, 665円 (詳細は別紙活動計算書の通り)
- (2) (事業名) 訪問介護事業
(内 容) 加齢や疾病等により要介護となった方への訪問介護サービス
(実施場所) 枚方市北部及びその周辺地域
(実施日時) 月～土の7時～22時
(事業の対象者) 事前に訪問介護サービスの利用契約を結んでいる要介護者
(収 入) 介護給付費、利用者負担、公費負担等
55, 913, 502円 (詳細は別紙活動計算書の通り)
(支 出) 人件費、福利厚生費、地代家賃等
56, 356, 882円 (詳細は別紙活動計算書の通り)

Ⅳ 社員総会の開催状況

通常総会

- (日 時) 2024年6月19日(木) 16時00分から16時30分
(場 所) 法人事務所
(社員総数) 13名
(出席者数) 13名(うち委任状出席者7名)
(内 容) 第1号議案 2024年度 事業報告書等 について
第2号議案 2025年度 事業計画等 について

上記の議案について説明し、審議の結果原案通り承認されました。

2024年度 活動計算書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

特定非営利活動法人 関西生活文化研究会おでかけ
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	132,000	
賛助会員受取会費	33,000	
利用会員受取会費	529,250	
.....		694,250
2. 受取寄附金		
受取寄附金	22,750	
施設等受入評価益	0	
.....		22,750
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
枚方市NPO活動応援基金		
.....		0
4. 事業収益		
福祉有償運送事業収益	3,834,860	
訪問介護事業収益	55,913,502	
.....		59,748,362
5. その他収益		
受取利息	0	
受取配当金	0	
雑収益	0	
債務免除益	0	
.....		0
経常収益計		60,465,362
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	43,782,495	
賞与	2,972,018	
法定福利費	7,014,328	
退職給付費用	0	
福利厚生費	154,441	
.....		
人件費計	53,923,282	
(2) その他経費		
広告宣伝費	54,648	
交際費	0	
会議費	36,601	
旅費交通費	1,518,792	
通信費	802,906	
消耗品費	75,962	
事務用品費	46,694	
修繕費	307,809	
新聞図書費	0	
諸会費	89,200	
支払手数料	179,042	
車両費	1,808,131	
地代家賃	2,311,920	
リース料	1,825,960	
保険料	940,250	
租税公課	158,850	
寄付金	0	
減価償却費	0	
支払報酬料	392,000	
雑費	37,820	
.....		
その他経費計	10,586,585	
事業費計		64,509,867
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	-	
給料手当	2,304,342	
法定福利費	369,175	
退職給付費用	0	
福利厚生費	8,128	
.....		
人件費計	2,681,645	
(2) その他経費		
地代家賃	121,680	
減価償却費	0	

2024年度 活動計算書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

特定非営利活動法人 関西生活文化研究会おでかけ
(単位：円)

科目	金額		
支払利息	0		
雑損失			
.....			
その他経費計	121,680		
管理費計		2,803,325	
経常費用計			67,313,192
当期経常増減額			△ 6,847,830
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
受取利息	1,073		
受取配当金	160		
雑収入	651,845		
IV 債務免除益	7,000,000		
.....			
経常外収益計	7,653,078	7,653,078	
経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
固定資産売却益除去損		0	
支払利息	30,809		
.....			
経常外費用計	30,809	30,809	7,622,269
税引前当期正味財産増減額			774,439
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			774,439
前期繰越正味財産額			△ 29,255,956
次期繰越正味財産額			△ 28,481,517

事業別経常費用の状況

2024年4月1日から2025年3月31日まで
 特定非営利活動法人 関西生活文化研究会おでかけ

(単位：円)

科目	福祉有償運送事業	訪問介護事業	事業部門計	管理部門	計
Ⅱ 経常費用					
(1) 人件費					
給料手当	1,118,344	42,664,151	43,782,495	2,304,342	46,086,837
賞与	0	2,972,018	2,972,018	0	2,972,018
法定福利費	0	7,014,328	7,014,328	369,175	7,383,503
退職給付費用	0	0	0	0	0
福利厚生費	0	154,441	154,441	8,128	162,569
.....					
人件費計	1,118,344	52,804,938	53,923,282	2,681,645	56,604,927
(2) その他経費					
広告宣伝費	49,183	5,465	54,648	0	54,648
交際費	0	0	0	0	0
会議費	32,941	3,660	36,601	0	36,601
旅費交通費	1,366,913	151,879	1,518,792	0	1,518,792
通信費	722,615	80,291	802,906	0	802,906
消耗品費	68,366	7,596	75,962	0	75,962
事務用品費	42,025	4,669	46,694	0	46,694
修繕費	277,028	30,781	307,809	0	307,809
新聞図書費	0	0	0	0	0
諸会費	80,280	8,920	89,200	0	89,200
支払手数料	161,138	17,904	179,042	0	179,042
車両費	1,627,318	180,813	1,808,131	0	1,808,131
地代家賃	121,680	2,190,240	2,311,920	121,680	2,433,600
リース料	1,643,364	182,596	1,825,960	0	1,825,960
保険料	846,225	94,025	940,250	0	940,250
租税公課	79,425	79,425	158,850	0	158,850
寄付金	0	0	0	0	0
減価償却費	0	0	0	0	0
支払報酬料	0	392,000	392,000	0	392,000
雑費	37,820	0	37,820	0	37,820
.....			0		
その他経費計	7,156,321	3,430,264	10,586,585	121,680	10,708,265
経常費用計	8,274,665	56,235,202	64,509,867	2,803,325	67,313,192

2024年度 貸借対照表

2025年3月31日現在

特定非営利活動法人関西生活文化研究会おでかけ
(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	1,854,566	
売掛金	7,776,912	
立替金	62,420	
預け金	0	
流動資産合計		9,693,898
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
車両運搬具	6,325,868	
什器備品	103,165	
リース資産	1,346,208	
有形固定資産計	7,775,241	
(2) 無形固定資産		
無形固定資産計	0	
(3) 投資その他の資産		
出資金	20,000	
差入保証金	670,000	
リサイクル預託金	16,750	
投資その他の資産計	706,750	
固定資産合計		8,481,991
資産合計 (A)		18,175,889
II 負債の部		
1. 流動負債		
短期借入金	38,789,195	
理事借入金	2,060,878	
未払給与	4,063,333	
未払費用	0	
預り金	16,300	
流動負債合計		44,929,706
2. 固定負債		
長期借入金	1,368,000	
長期未払い金	359,700	
固定負債合計		1,727,700
負債合計 (B)		46,657,406
III 正味財産の部		
資本金		0
前期繰越正味財産		△ 29,255,956
当期正味財産増減額		774,439
正味財産合計 (C)		△ 28,481,517
負債及び正味財産合計 (B) + (C)		18,175,889

2024年度 財産目録

2025年3月31日現在

特定非営利活動法人関西生活文化研究会おでかけ
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手元現金	129,900		
普通預金	854,512		
定期預金	600,154		
定期積金	270,000		
未収金			
訪問介護事業未収金	7,776,912		
立替金	62,420		
預け金	0		
.....			
流動資産合計		9,693,898	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品			
車両運搬具	6,325,868		
工具器具備品	103,165		
リース資産	1,346,208		
.....			
有形固定資産計	7,775,241		
(2) 無形固定資産			
.....			
無形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産			
出資金	20,000		
差入保証金	670,000		
リサイクル預託金	16,750		
.....			
投資その他の資産計	706,750		
固定資産合計		8,481,991	
資産合計			18,175,889
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
短期借入金	38,789,195		
理事借入金	2,060,878		
未払い給与	4,063,333		
未払費用	0		
預り金	16,300		
.....			
預り金			
源泉所得税預り金	0		
.....			
流動負債合計		44,929,706	
2. 固定負債			
長期借入金	1,368,000		
長期未払金	359,700		
.....			
固定負債合計		1,727,700	
負債合計			46,657,406
正味財産			△ 28,481,517

特定非営利活動法人関西生活文化研究会おでかけ定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人関西生活文化研究会おでかけと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市内に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、高齢者・障害者に対して、移送サービス、介護保険法に基づく各種事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく各種事業を行うとともに、障害児に対して、児童福祉法に基づく各種事業を実施することで、高齢者、障害者および障害児の社会参加や快適な日常生活の実現を支援し、福祉の推進に寄与することを目的とする。また、上記サービスの実施者として障害者、中高年者を雇用することにより、就業機会の少ない障害者、中高年者の雇用の促進に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 高齢者、障害者に対する移送サービスの提供
- (2) 介護保険法に基づく居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業、第1号事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業
- (4) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業、障害児相談支援事業
- (5) 高齢者、障害者への医療機関、保健施設、介護事業所、居住用不動産等に関する

相談並びに斡旋

- (6) ホームヘルパー養成研修事業
- (7) 障害者、中高年者に対する就業機会の提供
- (8) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入 会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

理事長は、入会の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、正会員の入会申込につき、入会を認めない場合は理由を付した書面をもって入会申込者にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退 会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出することにより、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (ア) 会員個人が死亡し、又は会員団体が消滅したとき
- (イ) 会費を2年以上納入しないとき

(除 名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金及び会費並びにその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(種別)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
- (2) 監事 1名
- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 理事長、副理事長は、理事の互選により定める。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決にもとづき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期)

第14条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定に関わらず、任期の末日において後任の役員が選任されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで延長する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総 会

(種 別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構 成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第21条 通常総会は、毎年1回6月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法によって開催の請求があったとき

(3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき

(招 集)

第22条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があつた場合は、その日から30日以内に臨時総会を開催しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議決は、この定款で特別に定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。
- 4 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(書面決議等)

第26条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数（書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者は、それぞれ

れその旨及び数を明記する)

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、総会に出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長と共に署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で特別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会で議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事総数の2分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により開催の請求があったとき

(招集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長があたる。

(議決等)

第33条 理事会の議決は、理事の過半数をもって決する。

第6章 資産、会計および事業計画

(資産)

第34条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第35条 資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第36条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第37条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第38条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第39条 第37条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告書及び決算)

第40条 理事長は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第41条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第7章 事務局

(設置)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置)

第44条 主たる事務所には、特定非営利活動促進法第28条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかななければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収益、費用に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第46条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の死亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取消

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

第9章 雑則

(公 告)

第47条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報により行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府N
PO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

(規則等の作成)

第48条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、総会の議決を経て、
理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定に関わらず、次の各号に掲げるものとする。

(1) 正会員

入会金	1,000円	月会費	1,000円
-----	--------	-----	--------

(2) 賛助会員

入会金	1,000円	月会費	250円
-----	--------	-----	------

- 3 この法人の設立当初の役員は、第12条第3項及び第4項の規定に関わらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定に関わらず、平成18年6月30日までとする。

(1) 理事長

氏名	北山喜直
----	------

(2) 副理事長

氏名	荒川修一
----	------

(3) 理事

氏名	押山雪子
----	------

(4) 監事

氏名	藪内節子
----	------

- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第37条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第42条の規定に関わらず、設立の日から平成17年3月31日までとする。

特定非営利活動法人関西生活文化研究会おでかけ

設立代表者 荒川 修一 印

定款の変更

- (1) 第2条 主たる事務所の変更 平成18年7月7日登記
- (2) 第2条 主たる事務所の変更 平成18年11月29日登記
- (3) 第12条・第13条の変更 平成19年6月19日登記
- (4) 第2条 主たる事務所の変更 平成22年6月1日登記
- (5) 第2条 主たる事務所の変更 平成24年6月17日登記
- (6) 第47条 公告方法の変更 平成30年7月26日登記
- (7) 第3条 目的
- 第4条 活動の種類
- 第5条 事業の種類
- 第20条 権能
- 第21条 開催
- 第25条 議決
- 第26条 書面決議等
- 第27条 議事録
- 第30条 開催
- 第31条 招集
- 第34条 資産
- 第39条 暫定予算
- 第40条 事業報告書及び決算
- 第41条 長期借入金
- 第44条 書類および帳簿の備置
- 第47条 公告 令和 8年 1月22日登記

現行定款である

特定非営利活動法人
関西生活文化研究会おでかけ
理事 大津 周子